

木津川市シティプロモーション動画制作業務

公募型プロポーザル実施要領

令和8年2月

木津川市

本公募は、令和8年度予算成立後、速やかに事業を開始できるようにするため予算成立前の準備行為として募集の手続きを行うものです。

このため、予算が成立した場合は、本公募型プロポーザル方式により特定した事業者と契約事務を進めますが、予算が成立しない場合は、契約を締結しないことがあるため十分に留意の上応募してください。

なお、契約しなかった場合においても、応募者が本業務を実施するために支出した費用（準備行為も含む。）、提供した知見の対価等については、一切補償できません。

1 趣旨

木津川市シティプロモーション動画制作業務の内容及び同業務に係る公募型プロポーザルに関する各種手続、要件及び審査等の内容について必要な事項を定めるものとする。

2 目的

近年、自治体による地域資源を活かした魅力発信は重要性を増しているが、本市では、特に映像による魅力発信が不十分である現状がある。特に、市外に本市の概要や魅力等を紹介するツールは印刷物が多く、効果的な発信力が不足している。

そこで、自然景観や観光・歴史、産業や住環境といった地域資源と合わせ、市の取組を可視化し、地域のブランド力を高める動画を制作する。

本業務は、動画制作に精通した民間事業者等の知見を活用し、市の知名度向上を図るとともに、地域の文化や風土を再認識することで住民のシビックプライド（ふるさと愛）を醸成する。

さらに、多くの文化遺産や自然、最先端の科学技術が共生する本市独自の魅力を戦略的に発信することで、子育て世代を中心とした市外在住者を主なターゲットとし、観光や交流をきっかけとした関係人口の創出・拡大を図るとともに、将来的な移住促進及び定住につなげることを目的とする。

3 業務の概要

- (1) 業務名 木津川市シティプロモーション動画制作業務
- (2) 業務内容 別紙「木津川市シティプロモーション動画制作業務委託仕様書」のとおり
- (3) 履行期限 契約日から令和9年3月1日まで
- (4) 予定価格 2,000,000円（税込）

※この価格には、動画制作費のほか、キャスティング費（エキストラ、ナレーター）、諸謝礼、著作権処理費用、打ち合わせ費用等、本業務完遂に必要な一切の費用を含むものとする。

4 プロポーザル参加者の募集

(1) 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- ① 木津川市の令和7年度及び8年度物品及び役務の供給等入札参加有資格者名簿に登録されている者、または、名簿に登録されていない場合は、次の書類

を整え、応募書類と合わせて提出することができる者。

ア 定款又は登記事項証明書（法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類）。

イ 法人税、消費税及び地方消費税、木津川市税の納税証明書（非課税の場合は、これに代わる書類）。

ウ 法人等の事業報告書、損益計算書又は収支計算書及び貸借対照表（法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類）。

② 過去5年以内に同種業務又は類似業務の制作実績があること。

類似の業務：国・地方公共団体（これらに準じる組織を含む。）から受託した映像制作に関する業務

③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する要件に該当しないこと。

④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てをした者にあっては更正計画の認可がされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあっては再生計画の認可がなされていない者でないこと。

⑤ 本件の告示日から契約日までの間において、木津川市指名競争入札参加者指名停止要綱（平成19年告示第115号）に基づく指名停止期間中の者でないこと。

⑥ 木津川市暴力団排除条例（平成24年木津川市条例第36号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者に該当しない者であること。

⑦ 国税及び木津川市税を滞納していない者であること。

⑧ 近畿（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）内において、本社または営業所等の営業拠点を有すること。

⑨ 木津川市内（※）における打ち合わせ等に出席が可能であること。

※主に木津川市役所での打合せとなるが、現地取材等の打ち合わせを行う場合がある。

5 提案者の無効又は失格

次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格とする。

- (1) 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状

態になった場合

- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) プレゼンテーションに欠席した場合
- (6) その他、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合

6 説明会の開催

本プロポーザルに関しての説明会は行わない。

7 スケジュール（予定）

項目	日程
募集要項の公表	令和8年2月16日(月)から
質問の受付期限	令和8年2月27日(金)午後5時
質問の回答	令和8年3月4日(水)までに
参加申込書、企画提案書等提出期限	令和8年3月6日(金)午後5時
1次選定（書類選定）	令和8年3月13日（金）
1次選定結果通知	令和8年3月18日（水）
2次選定（プレゼンテーション）	令和8年3月下旬予定
選定結果通知	手続き終了後速やかに

8 質問の受付及び回答

(1) 質問方法

「質問票（様式1）」に質問事項を記入の上、件名は「プロポーザル質問 ○○ ○（法人名）」と入力した上で電子メールにより提出すること（来庁、電話等による質問は受け付けない）。

(2) 質問期限

令和8年2月27日（金）午後5時まで（必着）

(3) 質問先

木津川市企画戦略部学研企画課 担当：藤木

E-mail kikaku@city.kizugawa.lg.jp

(4) 回答

質問に対する回答は、企画提案書提出期限の前日までに競争上の地位その他利害を害する恐れがあるものを除き、市ホームページにて回答する。

(5) 留意事項

- ア 選定基準等に関する質問は一切受け付けない。
- イ 質問事項の記入の際は、本業務の募集要項・仕様書等の該当箇所が分かるよう記載すること。

9 参加申込方法等

以下の必要書類を提出期限までに提出すること。

(1) 提出書類

ア 参加申込書（様式2）

※会社概要及び会社概要パンフレットを添付のこと。

イ 企画提案書（任意様式）

ウ 見積書（任意様式）

※「3 業務の概要」に記載する予定価格以下の金額で提示すること。

※見積金額（消費税及び地方消費税を除く）、消費税相当額、総額（消費税相当額を含む）を記載すること。

※当業務に係る事業費の積算内訳を記載すること。

エ 事業実施体制（任意様式）

オ 類似業務の受託等実績（任意様式）

※3点までデータで提出可。動画の長さ・規格は仕様書に示すものと同程度とし、1枚のDVDにまとめて提出すること。

(2) 提出期限及び提出方法

提出期限 令和8年3月6日（金）午後5時必着

提出方法 郵送又は持参すること。（電子メール、FAXは不可）

(3) 提出先 木津川市企画戦略部学研企画課

〒619-0286 木津川市木津南垣外 110-9

(4) 提出部数

上記(1)ア～オの順にそれぞれインデックスを付けた上で1つに綴じ、原本1部と副本6部の合計7部を提出すること。DVDがある場合、ポケット付きシートなどを活用して綴じること。

※原本には、必要箇所に印鑑を押印すること。また、副本については原本を写しとして6部提出すること（原本と内容に相違がないか確認の上、提出すること）。

(5) 参加の辞退

応募書類を提出後に、応募者の事情により辞退する場合は、必要事項を記入の上、参加辞退届（任意様式）を提出すること。

10 9の(1)の企画提案書作成時の留意事項

- (1) 木津川市の魅力を国内外に向けて発信し、子育て世代を中心とした市外在住者に対し、観光や交流を入口とした関係人口の創出から、将来的な移住・定住につながることを意識した情報戦略的な構成及び内容とすること。
- (2) 企画提案書には、次の事項を記載すること。
木津川市プロモーション動画のタイトル
※タイトルについては、命名のコンセプト、背景を明確に説明すること。
- (3) 制作・管理運営体制と制作スケジュールを記載すること。
- (4) 社名、代表者名、ロゴ、事業者名等の企画参加者名を連想させる事項は一切記載しないこと。
- (5) 2次選定（プレゼンテーション）において、動画を放映する場合はその旨を企画提案書に明記すること。
- (6) 通しページを記入すること。
- (7) 海外向け発信の効果を高めるための具体的な工夫（字幕の視認性や、海外ユーザーに響く構成等）についても言及すること。

11 選定方法及び選定基準

- (1) 企画提案書等による公募型プロポーザル方式とする。

ア 1次選定（書類審査）

応募者数が3者を超えた場合は、企画提案書等の内容を書類審査し、上位3者を選定する。なお、応募者が3者に満たない場合でも、提出書類に不備等があった場合及び見積金額が予定価格を超えた場合には失格とする。なお、1次選定の評価点数は最終的な事業者決定に影響を与えないものとする。

※実施日 令和8年3月13日（金）

※結果通知 参加者全員に選定結果を電子メールで通知する。

イ 2次選定（プレゼンテーション、質疑応答）

1次選定入選者によるプレゼンテーションを実施し、選定委員会において、企画提案書の内容と併せて総合的に評価し契約候補者を選定する。なお、プレゼンテーションに参加しない場合は、企画提案書を提出していても選定の対象外とする。

※実施予定日

令和8年3月下旬に実施する。時間・開催場所等の詳細は、1次選定結果の通知とともに、電子メールで通知する。

※実施時間

1者につきプレゼンテーション15分以内、質疑応答10分以内とする。

※プレゼンテーションの方法

原則、提出した企画提案書に基づき説明を行う。また、パワーポイント等での説明や作成した動画の放映を希望する場合は、大型モニターは事務局で当日用意するが、応募者においてその他パソコン等の必要な機器を持参すること。

ウ 結果通知

選定結果については、後日、電子メールにて通知する。なお、選定結果に関する質問は受け付けない。

(2) 評価項目及び評価基準

別紙「木津川市プロモーション動画制作業務プロポーザル 評価項目及び評価基準」のとおり

12 契約に関する基本事項

(1) 契約の締結

本プロポーザルにより選定した受託候補者を相手方として、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結する。

(2) 支払方法

業務完了時の一括払いとする。

13 その他

(1) 企画提案に要する費用は、すべて参加申込者の負担とする。

(2) 提出された企画提案書及び見積書等は、採択・不採択に関わらず返却しない。

(3) 採択された企画提案書の著作権は、木津川市に帰属する。

(4) 企画提案書等すべての提出書類の作成経費や旅費等の必要経費等は、全て提出者の負担とする。

(5) 事業実施により完成した「木津川市プロモーション動画」のデータは、木津川市にデジタルデータとして渡すものとし、成果品に関する一切の権利（原版及びデータの所有権並びに印刷物の著作権等）は、木津川市に帰属するものとする。

ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、木津川市は、権利留保分についての当該権利を非独占的に使用できるものとする。

- (6) 企画提案書の提出は、1者1提案とする。
- (7) 企画提案書を受理した後は、その追加及び修正は認めない。
- (8) 企画提案書は、委託業者の選定作業以外の目的で提案者に無断で使用しない。
- (9) 企画提案書は、委託業者の選定を行うに当たり必要な範囲において複写することがある。
- (10) 業務内容は、採択された提案書の内容によるものとするが、木津川市との協議により変更・修正を加える場合がある。
- (11) プロポーザルの手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (12) 当該案件に関する事項について、電話又は口頭による問い合わせには一切回答しない。
- (13) 当該事業の実施にあたり、契約者は、木津川市が所有する写真等のデータを貸与する場合がある。
- (14) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、木津川市情報公開条例に基づき提出書類を公開する場合がある。ただし、協議の上、公開することで企業に不利益を与える恐れがあると認められる企業秘密等の部分については、原則公開しないものとする。
- (15) 本プロポーザルは、あくまでも当該業務の契約の相手方となる候補者を特定するものである。
- (16) 本プロポーザルは、企画・提案能力のある事業者を特定するものであるため、事業者特定後、双方の協議のうえ業務の詳細についての仕様を定める。